

災害時における法律相談等に関する協定書

兵 庫 県 弁 護 士 会
伊 丹 市

災害時における法律相談等に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と兵庫県弁護士会（以下「乙」という。）は、伊丹市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、高潮、地震その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における法律相談等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、被災地域の円滑な復旧復興を実現するための法律相談等について、甲及び乙が連携協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、災害時に次に掲げる事項の実施のために連携協力する。甲は協力を要請する場合は、乙に対し支援協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲は書面による要請を行う時間的余裕がないときは、当該要請を口頭により行うことができるものとする。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

（相談業務従事者の派遣要請）

第3条 甲及び乙は、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、甲に対し必要事項を支援業務従事者報告書（様式第2号）により報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第4条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第5条 乙が、第4条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙及び甲で協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(連絡調整及び情報提供)

第6条 乙が、第4条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第4条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第4条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに支援業務報告書(様式第3号)により報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第8条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(相談料)

第9条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第10条 第4条及び第8条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第11条 乙が、災害等の状況に照らし、第3条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議のうえ、可能な限り、第5条及び第6条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第12条 甲は、乙が第3条(第11条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(損害の補償)

第13条 甲の要請に基づく業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は

死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

(連絡責任者)

第14条 この協定の窓口は、別表1「連絡体制表」のとおりとする。

2 甲及び乙は、前項の「連絡体制表」に変更があった場合は、相互に通知するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれから協定解除又は変更の申出がない場合は、この協定は期間満了の翌日から3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

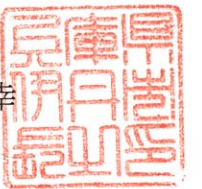
第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年10月16日

「甲」 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

伊丹市長 藤原 保幸



「乙」 兵庫県神戸市中央区橘通1丁目4番3号

兵庫県弁護士会

会長 中川 勘太

